

## 関税法基本通達

### 第6章の2 認定通関業者

(認定通関業者の認定申請手続)

79-1 法第79条第1項の規定に基づく認定の申請は、「特例輸入者等承認・認定申請書」(C-9000)(以下この章において「申請書」という。)2通(原本、申請者用)(申請者が認定通関業者の認定の申請と同時に特定保税承認者又は特定保税運送者の承認を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする1承認につき1通を加えた数の申請書を提出することとする。)を、通関業法第2条第1号に規定する通関業務を行う営業所の所在地を所轄する税関(以下この章において「所轄税関」といい、複数の所轄税関がある場合は、そのいずれかの所轄税関とする。)の本関の認定通関業者の認定に係る事務を担当する部門(以下この章において「担当部門」という。)に提出することにより行う。

ただし、申請者の利便性等を考慮し、所轄税関の本関の担当部門又は当該申請者が申請書を提出する税関(以下この章において「担当税関」という。)若しくは所轄税関の最寄りの官署(以下この章において「署所」という。)の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書の提出があった所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門は、その申請書を(所轄税関の最寄りの官署の窓口担当部門に提出があった場合は、当該税関の本関の担当部門を経由して)速やかに担当税関の本関の担当部門に送付するものとする。

なお、申請書の添付書類及び申請書の記載事項の取扱いは、次による。

(1) 申請書には、令第69条第2項に規定する法第79条第3項第3号の規則(以下この項及び後記79の2-1において「法令遵守規則」という。)2通(原本、申請者用)(申請者が認定通関業者の認定の申請と同時に特定保税承認者又は特定保税運送者の承認を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする1承認につき1通を加えた数の法令遵守規則を提出することとする。以下この項において同じ。)を添付するものとする。令第69条第3項に規定する登記事項証明書については、担当税関において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に基づき、法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、添付を要しないものとする。ただし、申請者が法人以外であるときは、法令遵守規則2通及び住民票その他の本人確認が可能な書類1通を添付するものとする。

- (2) 規則第9条の6ただし書に規定するその他の事由とは、申請者が法第50第1項、法第61条の5第1項又は法第63条の2第1項の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合をいうので留意する。
- (3) 前記7の2-5(3)の規定は、令第69条第3項ただし書に規定するその他の事由の取扱いについて準用する。

(認定申請の撤回手続)

79-2 申請書の提出後において、認定又は不認定の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合には、申請者の住所、氏名又は名称及び撤回の理由を記載した任意の様式による「認定通関業者認定申請撤回申請書」1通を担当税関の担当部門へ提出することとする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書の提出があった所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門は、その申請書を（所轄税関の最寄りの官署の窓口担当部門に提出があった場合は、当該税関の本関の担当部門を経由して）速やかに担当税関の本関の担当部門に送付するものとする。

(認定等の通知)

79-3 令第69条第4項の規定に基づく認定又は不認定の申請者への通知は、次による。

- (1) 申請者への通知は、「認定通関業者認定書」(C-9015)又は「認定通関業者不認定通知書」(C-9025)（以下この節において「認定書等」という。）を交付することにより行うこととする。
- (2) 認定書等の交付は、当分の間、申請書を受理した日（署所の窓口担当部門に提出された場合にあつては、当該窓口担当部門に提出があった日）から2月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により2月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。

(認定内容の変更手続)

79-4 認定通関業者に係る認定内容の変更の届出等の手続は、次による。

- (1) 令第69条第5項の規定に基づく認定通関業者の認定内容の変更の届出は、通関業法基本通達12-1の(2)から(4)までの規定により行われることとなるので留意する。
- (2) 法第79条第3項第1号ハからホまでに該当することとなった場合又は法第79条の4第1項第2号若しくは第3号に規定する認定の失効事由に該当した場合にはその旨を、次のいずれかに該当する場合にはその内容を認定

内容の変更手続により遅滞なく担当税関の本関の担当部門に届け出るようしようとする。なお、届出者の利便性等を考慮し、所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該変更届の提出があった所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門は、その変更届を（所轄税関の最寄りの官署の窓口担当部門に提出があった場合は、当該税関の本関の担当部門を経由して）速やかに担当税関の本関の担当部門に送付するものとする。

- イ 法令遵守規則（業務手順書、規則第9条の8第1号に規定する各部門の名称を示した体制図等の補足資料を含む）に変更があった場合
- ロ 役員、代理人又は規則第9条の8第1号に規定する各部門の責任者に変更があった場合
- ハ 「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」別紙2の1⑤及び4⑤に規定する委託先に変更があった場合
- ニ 通関業営業所を新設又は廃止する場合

（認定の審査）

79-5 法第79条第3項に規定する認定の要件の審査は、「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」（平成19年3月31日財関第418号）に基づき行うものとする。

（認定の公告）

79-6 法第79条第4項に規定する認定通関業者の認定の公告は、次に掲げる事項について、担当税関の税関官署の見やすい場所に掲示して行うほか、担当税関のホームページに掲載するものとする。なお、全国の認定通関業者の一覧については、関税局において各税関のホームページに掲載することとしているので留意する。

- (1) 認定年月日、認定通関業者の住所又は居所及び氏名又は名称（法人の場合は法人番号を併記）
- (2) 法第7条の2第1項に規定する特例委託輸入者から依頼を受けて同条第2項に規定する特例申告に関する業務を行う予定の営業所の所在地及び名称
- (3) 法第67条の3第1項第2号に規定する特定委託輸出者から依頼を受けて同条第1項に規定する特定委託輸出申告に関する業務を行う予定の営業所の所在地及び名称

(電子メールによる送信)

79-7 以下の申請書等の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。

- (1) 前記 79-1、79-2 又は後記 79 の 6-1 の申請書及び添付書類
- (2) 前記 79-4 の変更届及び添付書類
- (3) 後記 79 の 3-1 の届出書及び添付書類

(改善措置の求め)

79 の 2-1 法第 79 条の 2 の規定による改善措置の求めは、例えば次の場合において行うものとする。

- (1) 法第 7 条の 2 第 2 項の期限までに特例申告が行われなかった場合。
- (2) 特定委託輸出申告において、前記 67 の 3-2-3 の(1)に規定する貨物の確認を適正に行っていない場合。
- (3) 通関手続の依頼を受けた貨物について輸出入申告書の記載事項と当該申告に係る貨物の内容が異なっていた場合
- (4) 法令遵守規則に即して輸出及び輸入に関する業務が適正かつ確実に行われていないと認められる場合
- (5) その他税関手続の履行又は輸出及び輸入に関する業務において不適切と認められる行為があった場合

(認定通関業者からの事情の聴取等)

79 の 2-2 前記 79 の 2-1 の規定により改善措置を求める場合には、その原因となった行為が生じた理由等について認定通関業者から事情を聴取したうえで、再発を防止するための措置を講じることを求めるものとする。

(認定通関業者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出)

79 の 3-1 令第 69 条の 2 の規定による届出(以下この項において単に「届出」という。)の手続については、次による。

- (1) 届出を行おうとする場合には、「特例輸入者の承認等取りやめ届」(C-9040) 2 通(原本、届出者用)を担当税関の本関の担当部門に提出することにより行う。ただし、届出者の利便性等を考慮し、所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出に係る書面の提出があった所轄税関の本関の担当部門又は署所の

窓口担当部門は、その書面を（所轄税関の最寄りの官署の窓口担当部門に提出があった場合は、当該税関の本関の担当部門を経由して）速やかに担当税関の本関の担当部門に送付するものとする。

- (2) 「特例輸入者の承認等取りやめ届」には、届出者の住所及び氏名又は名称、認定を受けた年月日、取りやめの理由を記載するものとする。

（認定の失効の公告）

79 の 4－1 第 79 条の 4 第 2 項に規定する認定の失効の公告は、失効年月日、認定通関業者の住所又は居所及び氏名又は名称（法人の場合は法人番号を併記）について、担当税関の税関官署の見やすい場所に掲示して行うほか、担当税関のホームページに掲載するものとする。

（認定通関業者の認定の取消し）

79 の 5－1 法第 79 条の 5 の規定に基づき認定通関業者の認定を取り消す場合の取扱いについては、次による。

- (1) 法第 79 条第 3 項第 1 号ニ又はホに該当することとなった場合は、遅滞なく認定を取り消す手続を開始するものとする。
- (2) 法第 79 条第 3 項第 2 号に適合しないこととなったため認定を取り消すことができる場合とは、例えば、認定通関業者が、通関業法第 34 条第 1 項に規定する通関業務の停止又は許可の取消しの処分を受けることとなった場合をいう。
- (3) 令第 69 条の 3 の規定に基づく通知は、後記 89－6 (3) に規定する「不服申立て等について」（C－7009）を添付した「特例輸入者等承認・認定取消書」（C－9050）を交付することにより行うものとする。

（認定の承継の承認申請手続等）

79 の 6－1 法第 79 条の 6 において準用する法第 48 条の 2 第 2 項又は第 4 項の規定に基づく認定通関業者の認定を承継する場合の承認の申請については、前記 7 の 13－1 に準じて取り扱うこととして差し支えない。この場合において、同項(2)中「前記 7 の 2－5(1)に規定する書類及び 7 の 2－5(2)本文に規定するその他参考となるべき事項を明らかにする書類」とあるのは「前記 79－1 (1)に規定する書類及び規則第 9 条の 6 に規定する事項を明らかにする書類」と、同項(7)中「前記 7 の 2－8 に規定する承認内容の変更手続」とあるのは「前記 79－4 に規定する認定内容の変更手続」と、それぞれ読み替えるものとする。

(認定の承継の承認に係る公告)

79 の 6 - 2 法第 79 条の 6 において準用する法第 48 条の 2 第 6 項の規定に基づく認定通関業者の認定の承継の承認に係る公告は、次の内容につき行うものとする。

- (1) 承継を受ける者の氏名又は名称(法人の場合は法人番号を併記)及び住所
- (2) 承継前に認定を受けていた者の氏名又は名称(法人の場合は法人番号を併記)及び住所
- (3) 承継される年月日